

用語解説

〔*注1〕世界人権宣言（P. 1）

1948（昭和23）年12月10日に国連の第3回総会で採択された宣言で、前文以下30条にわたって各種の自由権、労働権、生存権等について詳細に規定している。条約のような法的拘束力はないが、人権保障の国際基準を示したものとして大きな意義が認められている。

〔*注2〕国際人権規約（P. 1）

国際人権規約は、世界人権宣言採択後18年間にわたって議論が重ねられ、権利の種類及び性質により「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（通称A規約または社会権規約）と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（通称B規約または自由権規約）それにB規約の選択議定書である「市民的・政治的諸権利に関する選択議定書」から構成され、1966（昭和41）年の国連総会で採択された。なお、1989（平成1）年には国連総会において「市民的・政治的諸権利に関する第2選択議定書」も採択されている。

日本は、国内法との関係で、A規約のなかにある「公の休日についての報酬」「同盟罷業（スト）をする権利」「特に無償教育の漸進的な導入」の3項目について拘束されない権利を留保し、さらにA規約、B規約のなかの「警察の構成員」について消防職員が含まれるとの解釈宣言を行ったうえで、1979（昭和54）年にこの条約を批准した。なお、B規約の選択議定書及び第2選択議定書は批准していない。

〔*注3〕人権教育のための国連10年（P. 1）

1993（平成5）年ウィーンで、国連による世界人権会議が開かれ、冷戦が終わり新しい国際秩序が模索されるなかで、先住民、移民労働者、女性への暴力などの問題が人権問題として焦点になり、この会議が採択した「ウィーン宣言及び行動計画」は人権の国際的な普遍性と、貧困を克服する権利、発展の権利が人権の不可欠の部分であることを確認した。また、「今後10年間、人権教育を進めよう」という提唱がなされたのを受けて翌1994（平成6）年12月、国連総会において「人権教育のための国連10年」が採択され、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間をその期間とすることとなった。

この国連決議に基づき、各国・各自治体における行動計画が策定され

ており、日本においても 1995（平成 7）年に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、さらには各自治体レベルでも国と同様に推進本部を設置するところが多くなっている。

〔*注 4〕 ストーカー規制法（P. 2）

2000（平成 12）年 5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が成立した。同法は、ストーカー行為について、恋愛感情等が満たされなかったことに対する恨みの感情から、つきまとい、面会等の要求、無言電話等の 8 つの類型を「つきまとい等」と規定し、このような行為を同一の者に対して反復して行うことを「ストーカー行為」として規制の対象としている。本法では被害者の申し出を受けて、警察署長は行為者に対して警告を発し、それに従わない場合、公安委員会は禁止命令を出すことができるほか、必要に応じて援助措置を講ずることなどが定められている。

〔*注 5〕 配偶者暴力防止法（P. 2）

2001（平成 13）年 4 月に、配偶者から（主に夫から妻へ）の暴力を防止し、被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立した。これにより、家庭という私的な場で相手を怯えさせ支配するために、一方的に振るわれる暴力について、法律で規制できるようになった。本法では、配偶者からの暴力を発見した者による通報等の制度、被害者の保護を行う配偶者暴力相談支援センターの設置、さらには、裁判所による保護命令（加害者を被害者から引き離す命令）制度を設けている。

〔*注 6〕 児童虐待防止法（P. 2）

2000（平成 12）年 5 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立した。この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

〔*注 7〕 八尾市人権尊重の社会づくり条例（P. 4）

人権の世紀といわれる 21 世紀において、国内外における人権尊重の機運の高まりを受け、八尾市において 2001（平成 13）年 4 月に施行された条例。人権施策の総合的な実施に向け、組織体制を整備するなど人権を尊重するまちづくりに努めてきたところであるが、今後とも市民と共にすべての人の人権が尊重される社会づくりに取り組んでいくことを決意し、人権に関する総合的な施策の推進を図るため、本条例を制定した。

〔*注 8〕 人権教育・人権啓発（P. 5）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されている。

また、「人権教育のための国連 10 年行動計画」では、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義されている。

〔*注 9〕 N P O（P. 5）

Non-profit organization（非営利団体）の略称。

利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間組織、団体のことで、営利企業と区別して理解され、法人格を持つ組織（公益法人、特定非営利法人など）と、法人格を持たない組織（ボランティアグループなど任意団体）がある。

〔*注 10〕 エンパワーメント（P. 8）

力をつけること。よりよい社会を築くための責任をもった変革の主体となる力をつけること。みんなで力を合わせ、共に力をつけ一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力をもつことや、私達一人ひとりが誰でも潜在的にもっているパワーや個性をふたたび生き生きと息吹かせることをいう。

〔*注 11〕 裁判外紛争処理制度（ADR）（P. 8）

ADR（Alternative Dispute Resolution）とは、調停、仲裁、相談、

斡旋等の裁判以外の方法による紛争解決手段のことをいう。近年は、裁判では解決しにくい紛争について簡易迅速かつ柔軟な手続きを通じて当事者の合意による解決を図るものとして注目されている。ADRを利用するメリットとしては、非公開審理であるため営業秘密等の秘密性の確保が可能であること、匿名性が確保されること、手続きが簡易・柔軟であり当事者の利害調整に適していることに加え、合意された内容は当事者を法的に拘束するので、一回的解決が可能であること等があげられる。

〔*注12〕セクシュアル・ハラスメント（P.11）

相手の意に反した性的な言動を行うことによって相手を不快にさせること。それへの対応によって行為者が職場や学校等の場において相手に一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境等を著しく悪化させること。男女雇用機会均等法第21条は、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。」として、セクシュアル・ハラスメントを防止するための事業主の配慮義務について規定している。

〔*注13〕リハビリテーション（P.13）

リハビリテーションを単なる「運動機能回復訓練」と狭く捉えるのではなく、医学、教育、職業、社会福祉などの分野が共同して「人間らしく生きる権利の回復」（全人間的復権）を図ることと位置づけるべきであって、その人の潜在能力を最大限発揮し、より積極的に将来に向かって新しい人生を創造していくことを意味する。

〔*注14〕ノーマライゼーション（P.13）

障害者などのハンディキャップのある人を特別に扱うのではなく、一般の社会で普通の生活を送ることができるように、日常生活の中で共に助け合っていこうという考え方をいう。

〔*注15〕ライフステージ（P.14）

一般的には、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの発達段階の区分をさす。各ステージごとに共通する人びとの行動特性や認識様式の特徴を分析することは有用ではあるが、一方で、個人のライフスタ

イルの多様化が進む現代において、平均的なステージを歩まない個性を理解するうえで限界もある。

〔*注16〕H I V (Human Immunodeficiency Virus)(P . 17)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。これにより後天性免疫不全症候群 (A I D S) が引き起こされる。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染が HIV の感染経路とされている。このウイルスが血液の中に入るとリンパ球を破壊し、その結果、全身の免疫機構が破壊され、抵抗力がなくなる。

〔*注17〕ハンセン病 (P . 17)

らい菌による慢性の細菌感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療法で治り、完治する。

〔*注18〕S A R S (Severe Acute Respiratory Syndrome)(P . 17)

重症急性呼吸器症候群のこと。症状は、38度以上の高熱や、せき、呼吸困難などこれまでの肺炎やインフルエンザと似ている。医療関係者や患者の家族を中心に感染が広がったため、感染者のせきなどを通じてうつると考えられてきた。世界保健機関 (W H O) は 2003 (平成 13) 年 4 月、原因は新型のコロナウイルスと発表し、「S A R S ウイルス」と名付けた。

〔*注19〕性的マイノリティ (P . 17)

同性愛、性同一性障害 (身体と心の性別に何らかの違和感のあること) 、インターセックス (先天的に身体上の性別が不明瞭なこと) の人びとなど性的少数者をさす。

〔*注20〕個人情報保護関連5法 (P . 18)

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

〔*注²¹〕 プロバイダー責任法（P. 18）

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任法）が2001（平成13）年11月に制定された。同法はプロバイダーの損害賠償責任を、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、インターネット上の表現の自由に配慮している。他方で、同法は、自己の権利を侵害されたとする者は発信者の住所、氏名を開示するようにプロバイダー等に請求することができる権利などを規定している。

〔*注²²〕 遺伝子工学（P. 18）

遺伝子を有効に利用して人類に役立たせることを目的とした学問。遺伝子操作などの技術により発展してきた。高等生物の特定の遺伝子を多量に作り出して構造分析を行ったり、有用物質を生物的に生産するなど、広く応用される。クローンなどの遺伝子操作や遺伝子治療なども含まれる。